

○昭和28年12月31日以前に給与事由の生じた恩 給の年額の改定に関する条例

制 定 昭和35年3月25日 条例第4号

(退隠料年額の改正)

第1条 昭和28年12月31日以前に退職した阪神上水道市町村組合恩給条例（昭和25年12月26日条例第47号）上の吏員に給する退隠料については、昭和35年7月分以降その年額の計算の基礎となつている給料年額にそれぞれ対応する別表の仮定給料の年額を退職当時の給料年額とみなして算出して得た年額に改定する。ただし、41万4千円をこえる退隠料については、この限りではない。

2 前項の場合において、改定年額が改定前の年額に達しないときは、改定前の年額をもつて改定年額とする。

第2条 前条第1項中「昭和35年7月分以降」とあるのは、退隠料を受けるもので昭和33年10月1日において65歳に満ちているものについては、「昭和33年10月分以降」と読み替えて、同条の規定を適用するものとする。

2 前項の規定により年額を改定された退隠料は、昭和35年6月分まで、改定年額と改定前の年額との差額の10分の5を停止する。

第3条 第1条の規定により年額を改定された退隠料を受ける者については、その者が60歳に満つる月までは、改定年額と改定前の年額との差額を停止する。

(端数計算)

第4条 この条例の規定により年額を改定する場合において算出して得た年額に10円未満の端数を生じたときは、これを10円に満たしめる。

(改定の手続)

第5条 この条例の規定による改定年額は、裁定権者が受給者の請求を待たずしてこれを行う。

附 則

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行し、昭和33年10月1日から適用する。

別 表

年金年額の 計算の基礎 となつてい る給料年額	仮 定 給 料 年 額	年金年額の 計算の基礎 となつてい る給料年額	仮 定 給 料 年 額	年金年額の 計算の基礎 となつてい る給料年額	仮 定 給 料 年 額
円	円	円	円	円	円
64,800	70,800	114,600	134,400	230,400	253,900
66,600	72,600	118,200	139,200	240,000	263,500
68,400	74,400	123,000	145,200	249,600	273,100
70,200	76,800	127,800	151,200	259,200	282,700
72,000	79,200	133,200	157,200	268,800	286,200
74,400	82,800	138,600	160,700	279,600	297,000
76,800	86,400	144,000	166,700	290,400	309,000
79,800	90,000	149,400	172,600	301,200	321,000
82,800	93,600	154,800	178,600	314,400	334,200
85,800	97,200	160,800	181,900	327,600	347,400
88,800	100,800	168,000	190,100	340,800	356,600
91,800	104,400	175,200	198,200	354,000	369,800
94,800	108,000	182,400	206,400	367,200	375,100
97,800	111,600	189,600	214,600	382,800	391,000
100,800	115,200	196,800	222,700	398,400	406,800
103,800	120,000	205,200	231,100	414,000	422,600
107,400	124,800	213,600	236,300		
111,000	129,600	222,000	244,700		